

世田谷区立総合福祉センター
機能・業務移行計画書（案）

平成27年 月

世田谷区

目 次

はじめに	1
検討会の設置	2
移行に向けた基本的考え方	4
機能移行計画	
1. 障害児を対象とした事業	7
2. 障害者を対象とした事業	10
3. 基幹相談支援センターで実施している事業	15
4. 専門相談事業	17
5. 団体活動支援事業	21
6. 高次脳機能障害者児に関する事業	23
今後の進め方について	25

【参考資料】

資料1 検討会構成	28
資料2 検討会名簿	29
資料3 世田谷区立総合福祉センターの沿革	30
資料4 世田谷区立総合福祉センターの組織及び事務分掌	32
資料5 世田谷区立総合福祉センターの職員構成	34
資料6 世田谷区立総合福祉センターの施設の概要	35
資料7 梅ヶ丘拠点整備プラン（概要版）	

はじめに

世田谷区立総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）は、平成元年に開設されて以来、乳幼児から高齢世代にわたる障害者に対して相談や訓練を実施するとともに、障害者の相互交流や障害者団体の活動等を総合的に支援するための専門機関、区の中核施設としての役割を担ってきた。

一方、平成10年代に社会福祉基礎構造改革が始動し、社会福祉関係八法が改正され、介護保険法や障害者自立支援法等新たな法律の施行などがあり、最近では、平成24年に障害者総合支援法が施行され、障害福祉分野にもケアマネジメントの手法が本格的に導入されるなど、障害者（児）を取り巻く社会情勢や制度も大きな変化を遂げてきた。

このような状況の中、区では、将来の区の保健福祉を展望し、社会状況の変化に応じた新たなサービスや地域での着実なサービス提供を一層推進するため、都立梅ヶ丘病院跡地を対象として、保健医療福祉サービスの全区的な拠点を整備する方針を定め、平成31年度の開設に向け現在準備を進めているところである。

梅ヶ丘拠点は、専門性の集積や質の高いサービスを提供できる人材の育成等により地域・地区の拠点やサービス事業者を支援する「身近な地域のサービスをバックアップ・補完する機能」と、地域での活動を牽引するようなモデルを発信する「今後の取組みをリードしていく先駆的機能」の2つの役割を担うものとして整備される。具体的には、この2つの大きな役割を果たすため、相談支援・人材育成機能、健康を守り、創造する機能、高齢者等の在宅復帰・在宅療養支援機能、障害者の地域生活への移行・継続支援機能を整備する予定であり、総合福祉センターが今まで担ってきた役割の大部分を今後、発展的に梅ヶ丘拠点が担っていくこととなる。これに伴い、総合福祉センターは、梅ヶ丘拠点等に機能を移行し、施設を廃止することが決定されている。

本計画は、総合福祉センターの廃止に向けて、今まで総合福祉センターが担ってきた役割や機能を整理し、計画的かつ円滑にその機能移行をサービスの質を低下することなく進めるため、その進め方及び基本的考え方等について検討を行いとりまとめたものである。

検討会の設置

1. 趣旨

総合福祉センターの廃止に伴い、現在の総合福祉センター機能の梅ヶ丘拠点等への移行を計画的に進めるため、区及び区立総合福祉センターの指定管理者である（公財）世田谷区保健センターが協働して、移行に向けた課題や進め方を検討・協議するための検討体制として、「世田谷区立総合福祉センター機能・業務移行検討会」を設置した。

2. 検討会の経過

第1回 平成26年5月23日（金）

- （1）5/12庁議準備会議（水治療法室の活用）の結果報告について
- （2）総合福祉センター利用者・団体への説明会の開催について
- （3）梅ヶ丘拠点整備事業者選定に係る提案要求水準書・総合福祉センターの移行に関する記載について
- （4）総合福祉センター跡の活用方法について
検討の進め方について（確認）

第2回 平成26年7月29日（火）

- （1）障害者福祉団体連絡協議会への説明会の報告
- （2）総福利用者説明会及びアンケート集計結果の報告
- （3）水治療法室アンケート集計結果の報告
- （4）水治療法室、3階会議室部分の検討について
- （5）各事業のヒアリングについて

第3回 平成26年10月28日（火）

- （1）地下1階の活用方法について
- （2）業務内容の確認及び課題について（全事業及び移行先の確認）
ヒアリングの経過について（報告）

第4回 平成26年12月24日（水）

- （1）『総合福祉センター機能・業務移行計画書』構成イメージについて
- （2）区複合棟で行う専門相談について
- （3）総合福祉センター跡利用の方向性について（情報提供）

第5回 平成27年2月23日(月)

- (1) 本計画書の趣旨確認及び今後のスケジュールについて
- (2) 『総合福祉センター機能・業務移行計画書(案)』について
- (3) 区複合棟で行う専門相談について

第6回 平成27年3月25日(水)

- (1) 『総合福祉センター機能・業務移行計画書(案)』について

移行に向けた基本的考え方

梅ヶ丘拠点の整備に伴う総合福祉センターの廃止に向けて、総合福祉センターの機能の移行に関する基本的な考え方を次のとおりまとめる。

1. 現行事業の精査・評価を踏まえた移行先の設定

機能移行計画の検討・策定にあたり、現在総合福祉センターが実施している事業の総点検が必要であるとの観点から、すべての事業について、その事業目的・事業手法・利用実績等についての精査を行った。

また、自立訓練や児童発達支援事業については、移行までの期間および移行後において、第4期障害福祉計画における平成27年度から平成29年度までのサービス見込量を踏まえ、総合福祉センターとして必要なサービス供給量を確保することを前提に精査を行った。

これらの精査結果に加え、総合福祉センター設立当初から変化してきた現在の障害福祉を取り巻く社会情勢や利用者ニーズ等を考慮するとともに、梅ヶ丘拠点整備プランで示された各施設の機能内容等を踏まえ、それぞれの事業を、

梅ヶ丘拠点の民間施設棟に移行する機能、梅ヶ丘拠点の区複合棟に移行する機能、地域の民間機関等において担う機能の3つに分類し移行先の整理を行った。

基本的な移行先

事業名	移行先
専門職相談	区複合棟（保健センター）
補装具相談判定・身体障害者手帳相談	地域の民間医療機関等
児童発達支援	民間施設棟（障害者支援施設）
生活訓練・機能訓練	民間施設棟（障害者支援施設）
技術支援（児童福祉施設）	民間施設棟（障害者支援施設・委託事業）
技術支援（障害者福祉施設棟）	区複合棟（保健センター）
住宅改造等出張相談	区複合棟（保健センター）
高次脳機能障害者関連事業（自立訓練を除く）	区複合棟（保健センター）
研修・講座	区複合棟（福祉人材育成・研修センター）
ネットワーク事業	民間施設棟（障害者支援施設） 自立支援協議会等

交流・レクリエーション事業	民間施設棟（障害者支援施設）
基幹相談支援センター	民間施設棟（障害者支援施設・委託事業）
相談支援事業所	民間施設棟（障害者支援施設）
団体活動支援事業（施設貸出）	区複合棟（一部総合福祉センター跡施設内に設置を検討）

2．サービスの質の確保及び充実・強化

総合福祉センターの機能移行・廃止により、現行のサービス水準の低下を招かないよう、梅ヶ丘拠点の民間施設棟へ移行する児童発達支援事業及び自立訓練事業については、国の定める配置基準以上の専門人材の配置を行うための補助金を交付するなどサービスの質の確保を図る。民間施設棟へ移行する基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業については、新たに指定一般相談支援事業も加え、相談支援機関を支える拠点センターとして、一体的・総合的な相談支援を可能とする体制を整備するほか、児童については、区内の子ども人口の増加などを要因として、増加し続ける相談に対応できる体制の充実を図るとともに児童発達支援事業に加え放課後等デイサービスを新たに実施するなどサービスの充実及び強化を図る。

また、総合福祉センターが今まで担ってきた調査・研究機能については、「今後の取組みをリードしていく先駆的機能」として、梅ヶ丘拠点内の各施設・各機能が連携して、先駆的なモデル的事業の取組みや新たなサービスの共同開発、成果発表会の開催などによりその役割を果たしていく。

3．円滑かつ計画的な移行

総合福祉センターの施設廃止後も利用者に混乱が生じないように、利用者や関係団体、障害福祉サービス事業者等に対し、適宜、進捗状況等を報告する機会を設けるなど、丁寧に周知・説明を行っていく。

また、平成27年度から、民間施設棟の運営事業者と区による機能・業務移行に関する調整会議を定期的実施するとともに、指定管理者の意見等を踏まえ円滑な機能移行に向けた準備を開始する。さらに、具体的な移行作業については、梅ヶ丘拠点の開設に向けて、指定管理者と十分な連携を図りながら、民間施設棟の運営事業者に対し、利用者支援に必要な情報等を十分な時間をかけ丁寧に引き継ぐとともに、各事業の性格や必要なサービス供給量、移行が想定される利用者の状況等も鑑みつつ、移行のための必要な期間を設定し、一定期間の並行運営等も視野に円滑な移行に向けた調整を図る。

4 . 専門相談事業の再構築

総合福祉センターがこれまで担ってきた大きな機能のひとつに、専門医及び理学療法士、作業療法士等をはじめとする専門職員による専門相談がある。この機能については、その専門的見地からの助言等が支援機関における処遇の向上に有効かつ必要性が高いことに加え、他に代替を果たす機関がないことから、引き続き区の役割として実施する必要があるため、梅ヶ丘拠点の区複合棟（保健センター）への移行を計画している。

移行にあたっては、区民からの相談に応じるのみでなく、区内の障害福祉施設・児童福祉施設等からの相談に応じ、施設職員への技術的助言等を行うスーパーバイズ機能を強化するとともに、相談の最初の段階において利用者のニーズを的確に把握し、各種専門相談を有機的に関連させニーズの解決に結びつけていくコーディネーターを新たに配置するなど、従来の専門相談事業の再構築を図る。

機能移行計画

1. 障害児を対象とした事業

(1) 基本的方向性

総合福祉センターでは、未就学の障害児を対象に、専門職により初回相談からアセスメント、児童発達支援の療育までを一体的に行う指導訓練事業のほか、リハビリ相談や補装具相談などの専門職による相談事業や児童福祉施設の職員等への技術支援などの地域支援事業を実施するなど児童療育施設として区の中核を担ってきた。

梅ヶ丘病院跡地を対象とした拠点の整備に伴い、総合福祉センターで実施している事業を梅ヶ丘拠点施設へ移行し実施する。移行先については次のとおりである。

総合福祉センターで行っている指導訓練について、民間施設棟（障害者支援施設）の運営事業者による自主事業として児童発達支援を実施するほか、新たに放課後等デイサービスを民間施設棟で実施する。また、利用頻度が少なく児童機能訓練として行っていたケースは、民間施設棟（障害者支援施設）で児童発達支援事業として実施する。

これまで総合福祉センターで実施してきた医師、専門職による検査・評価・診察のアセスメントについては、児童の発達支援及び療育の処遇向上に有効な機能であり、他に代替となる機関がないことから、引き続き区の役割として実施する必要がある。そのため、既存の人材の有効活用を図りながら、多職種の専門職による専門相談として区複合棟（保健センター）で実施する。

相談事業のうち専門相談についても、保健センターの新たな事業として再構築を図り、区複合棟（保健センター）において専門相談として実施する。小学校入学に伴う相談については民間施設棟（障害者支援施設）において実施する。

地域支援事業のうち訪問により住宅の改造希望箇所の確認や改造案の提示を行っている住宅改造相談は、区複合棟（保健センター）で新たに専門相談として実施する。支援者の資質向上を図るための児童支援従事者研修は、福祉人材育成センターで実施し、児童福祉施設の職員等への技術支援は委託事業として民間施設棟（障害者支援施設）で実施する。

(2) 業務の再編と引継ぎ方法

総合福祉センターで児童発達支援等を利用している児童、保護者が民間施設棟を含め他の施設で児童発達支援、放課後等デイサービスの利用を希望する場合、保護者の了承を得た上でケース記録や療育プランを民間施設棟の運営事業

者をはじめとするサービス提供事業者提供し、療育に支障が出ることのないよう適切な引継ぎを図っていく。また、総合福祉センターでこれまで蓄積された知識やスキル、ノウハウを民間施設棟においても活用し、移行後の療育の質の担保を図るために、梅ヶ丘拠点施設の開設に向けて、民間施設棟（障害者支援施設）の運営事業者に対し、利用者支援に必要な情報等を丁寧に引き継ぐとともに、準備のための必要な期間を設定し一定期間の並行運営等も視野に円滑な移行に向けた調整を図る。

（３）民間施設棟（障害者支援施設）への運営費補助について

民間施設棟（障害者支援施設）において実施する児童発達支援、放課後等デイサービスについて、適切な療育プログラムを実施する為のアセスメントや必要に応じた個別訓練の実施、医療的ケアを含む適切な支援体制の整備を図るため、国の定める配置基準以上の看護師、心理士、PT、OT、ST等を配置するために運営補助を加算する。また、民間施設棟で委託事業として行う技術支援について、PT等の専門職の人件費の補助を行う。

（４）移行先一覧表

分 類		事 業 名	業 務 内 容	移 行 先
相談事業	相談	一般相談	障害に関する相談受付・情報提供・他機関紹介。	民間施設棟（障害者支援施設） 相談支援事業所
	就学に向けた相談	特別支援教育への協力	小学校入学に関する相談。 就学支援シートの作成	民間施設棟（障害者支援施設）
	専門職相談	リハビリ相談（専門）	機能訓練に関する相談	区複合棟（保健センター）
		補装具相談（専門）	申請に関するアドバイスや適合に関する相談、使用状況の確認	区複合棟（保健センター）
		日常生活用具相談（専門）	日常生活用具給付に伴う、評価、状態確認及びアドバイス	区複合棟（保健センター）
	福祉用具相談（専門）	福祉用具に関する相談	区複合棟（保健センター）	
指導訓練事業	観察・評価	初回面接	相談員による（保育士、NS、CW）主訴、育成歴、家庭環境等の聞き取り	区複合棟（保健センター） / 民間施設棟

		発達検査	臨床（発達）心理士による 発達検査	区複合棟（保健セ ンター）/ 民間施 設棟
		聴力検査・言語評価	言語聴覚士による聴力検 査・言語評価	区複合棟（保健セ ンター）/ 民間施 設棟
		運動評価	理学療法士、作業療法士に よる運動評価	区複合棟（保健セ ンター）/ 民間施 設棟 / 主治医
		専門医相談	小児科専門医による面談	区複合棟（保健セ ンター）/ 小児神 経科以外は主治医
	指導・訓練	児童発達支援	グループ療育 個別訓練 ・理学療法、作業療法、心 理指導、言語聴覚指導、保 育指導	民間施設棟（障害 者支援施設）
	児童機能訓練	児童発達支援と同内容		
地 域 支 援 事 業	技術支援		児童福祉施設からの要請を 受け特定のケースについて 専門職が訪問し職員等へ技 術援助を実施	民間施設棟（区の 委託事業として実 施）
	児童支援従事者研修		障害特性に添った発達支援 を行う知識を身につけ、支 援者の資質向上を図るため に実施	区複合棟（福祉人 材育成・研修セン ター）
	住宅改造等出張相談		訪問により家屋、生活状況、 改造希望箇所の確認や改造 案を提示。改造終了後の確 認や評価のために再訪問も 実施	区複合棟（保健セ ンター）

2．障害者を対象とした事業

(1) 基本的方向性

総合福祉センターでは平成元年の開設以来、保健・医療・福祉の連携の下に、各ライフステージに沿った障害に関する総合的な専門機関として、18歳以上の障害者を対象に、相談事業、指導訓練事業、地域支援事業、団体活動支援事業を行ってきた。

相談事業のうち、リハビリ相談、医療相談、補装具相談等の専門職員による障害者等への助言・指導や障害者施設等への技術支援については、区複合棟（保健センター）に移行して、従来の専門相談事業の再構築を図る。補装具相談（判定）については、身体障害者福祉法第15条の規定に基づき診断書を発行することができる医師（以下「15条指定医」という。）の数が開設当時に比べ増えたこともあり、地域の民間医療機関主体へと移行する。

指導訓練事業については、アセスメントも含め民間施設棟（障害者支援施設）に移行する。これまで準備訓練として行っていたケースは、民間施設棟（障害者支援施設）で自立訓練として実施する。

地域支援事業のうち、研修・講習会・講座については、類似事業との整理・統合を図り区複合棟（福祉人材育成センター）へ移行する。住宅改造等出張相談、訪問指導援助、技術支援については専門職を活用した専門相談事業として区複合棟（保健センター）で行う。ネットワーク事業については自立支援協議会等に移行していくが、高次脳機能障害者関連事業（詳細は後述）については、これまで総合福祉センターで先駆的に取り組んできた実績・経験を生かして、失語症会話パートナー養成講座、高次脳機能障害者関係施設連絡会を含め、区複合棟（保健センター）で事業の再構築を図っていく。

団体活動支援事業については後述とする。

(2) 業務の再編と引き継ぎ方法

生活訓練の支給決定期間は最長で1年、機能訓練は1年6カ月である。そのため、梅ヶ丘拠点開設の直前に自立訓練・機能訓練を希望される方には、総合福祉センターでの訓練が終了することを事前に説明する。そのうえで引き続き訓練を希望される方については、民間施設棟（障害者支援施設）をはじめとする他の施設に引き継ぐことを説明する。承諾をいただいた方については、新事業者とケース引継会議をおこなうことにする。

また、総合福祉センターがこれまで培ってきたスキルを担保するため、梅ヶ丘拠点の開設に向けて、準備のために必要な期間を設定し、民間施設棟（障害

者支援施設)の運営事業者に対し、利用者支援に必要な情報等を十分な時間をかけ丁寧に引き継ぐとともに、一定期間の並行運営等も視野に円滑な移行に向けた調整を図る。

(3) 民間施設棟(障害者支援施設)への運営費補助について

自立訓練(機能訓練・生活訓練)については、施設入所支援・生活介護と合わせて、施設利用者(高次脳機能障害者を含む)の地域移行推進のため、国の定める基準以上の専門職員(社会福祉士又は精神保健福祉司・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)を配置するために運営補助を加算する。

また、自立訓練・生活介護のうち各10名は拠点外からの通所とするため、通所者の送迎費を補助する。

(4) 移行先一覧表

分 類	事 業 名	業 務 内 容	移 行 先
相談事業	一般相談	一般相談	民間施設棟(障害者支援施設) 相談支援事業者
		進路相談(一般)	民間施設棟(障害者支援施設) 相談支援事業者
		生活・福祉相談(一般)	区複合棟(保健センター)
	専門職相談	リハビリ相談(専門)	区複合棟(保健センター)
		医療相談	区複合棟(保健センター)
		補装具相談(専門)判定	15条指定医
		補装具相談(専門)	区複合棟(保健セ

			スや適合に関する相談、 使用状況の確認	ンター)
		日常生活用具相談(専門)	日常生活用具給付に伴 う、評価、状態確認及び アドバイスの実施	区複合棟(保健セ ンター)
		補聴相談(専門)	きこえの問題に関する 相談。	区複合棟(保健セ ンター)
		身体障害者手帳相談(一般)	身体障害者手帳の取 得・等級変更に関する相 談。	保健福祉課/相談 支援事業者/15条 指定医
		視覚相談(専門)	見えにくさについての 相談。	区複合棟(保健セ ンター)
		シーティング相談(専門)	車椅子の座り方に関し ての相談・助言	区複合棟(保健セ ンター)
		相談会	見えにくくなった方の 相談会、きこえの相談 会、福祉用具相談会(H26 ~)の実施	区複合棟(保健セ ンター)
指導訓練 事業	検査・評価	初回面接	ソーシャルワーカーに よる初回面接の実施。	民間施設棟(障害 者支援施設)
		専門評価・検査	専門職による個別の評 価を実施	
		専門医相談	障害の種別に応じ各専 門医が面談を実施	主治医等
	指導・訓練	自立訓練・生活訓練	日常生活能力のための 訓練、社会生活における コミュニケーション訓 練等の実施	民間施設棟(障害 者支援施設)
		自立訓練・機能訓練	身体機能のリハビリ、歩 行訓練等の実施	
		成人機能訓練・準備訓練	心身機能の維持改善を 図るための指導及び訓 練の実施	
		送迎車の運行	リフト付ワゴン車によ る送迎	民間施設棟(障害 者支援施設)
地域支援	訪問指導・	出張相談・相談面接	来所が困難、または生活	相談支援事業者

事業	技術支援事業		環境下での状況把握が必要な場合に、自宅・入所先に訪問しての相談を実施	
		出張相談・住宅改造等出張相談	訪問により家屋、生活状況、改造希望箇所の確認や改造案を提示。	区複合棟（保健センター）
		訪問指導援助（法外） 福祉用具相談（専門）含む	専門スタッフの訪問により、個別評価、通所前訓練、訪問訓練、用具等相談、所外カンファレンス、施設や就労先への訪問を実施	区複合棟（保健センター）
		技術支援	障害者福祉施設等からの要請を受け特定のケースについて専門職が訪問し職員等へ技術援助を実施	区複合棟（保健センター） 児童は民間施設棟（障害者支援施設）への委託事業
	研修・研究・ネットワーク事業	Sofuku 講座・障害者支援基礎研修	総合福祉センター専門職員による支援者向け基礎研修の実施。高次脳機能障害含む	区複合棟（福祉人材育成・研修センター）が民間施設棟（障害者支援施設）と連携して実施
		講演会	外部講師による住宅改修セミナーや障害者支援セミナーの実施。高次脳機能障害含む	区複合棟（福祉人材育成・研修センター）が民間施設棟（障害者支援施設）と連携して実施
		講師派遣（無償）、職員派遣（日具検討会） 世田谷区、高次脳関連事業所	職員の技術向上、利用者支援向上のために、行政機関などの依頼により職員を派遣	区複合棟（保健センター）
		世田谷りはねっと	障害者を支える地域ネットワークの活性化を	自立支援協議会（基幹相談支援セ

			目的に連絡会、事例検討会を実施	ンターが事務局)
		MSW(医療ソーシャルワーカー)連絡会	病院からの退院後も途切れのない支援体制の構築を目的に MSW との情報交換、事例検討の実施	自主的運営
		言語聴覚士連絡会 (H26 年度新規事業)	言語聴覚士との連携強化のために実施	高次脳機能障害者関連施設連絡会へ整理・統合
		見学・実習の受け入れ	障害福祉に関する知識、技術の向上を目的に実習生、見学者の受け入れを実施	民間施設棟 (障害者支援施設)
交流・レクリエーション事業	パソコン教室	社会参加等を目的に講習会や行事を実施	区複合棟 (福祉人材育成・研修センター) 障害者地域生活課の事業と整理・統合	
	水中ウォーキング			
	和室でゆったり体操			
	体操サークル			
	手話入門教室			
	さくらまつり			
	ふれあい音楽会			民間施設棟 (障害者支援施設) 提案事業

その他	喫茶プラタナス	障害者を雇用し喫茶、軽食の提供	区複合棟にオープンカフェを設置予定 障害者雇用については別途検討
-----	---------	-----------------	-------------------------------------

3 . 基幹相談支援センターで実施している事業

(1) 基本的方向性

基幹相談支援センターは、障害者総合支援法において地域の相談支援の中核的役割を担うことを目的として規定されている機関である。

区ではこの規定に基づき、平成24年4月より、区立のセンターとして区立総合福祉センター内に基幹相談支援センターを設置し運営をおこなってきた。

また、平成26年度より基幹相談支援センター事業の一環として、指定特定及び指定障害児相談支援事業を行っている。

総合福祉センターの廃止に伴う機能移行に伴い、人材育成、自立支援協議会の運営、相談支援体制の統括及び相談支援業務の質の向上にかかる支援等、基幹相談支援センターの業務を、梅ヶ丘拠点施設の民間施設棟の運営事業者に運営委託することとする。

指定特定及び指定障害児相談支援事業については、梅ヶ丘拠点施設民間施設棟の運営事業者の自主事業として実施する。

(2) 事業の引継ぎ

総合福祉センターと梅ヶ丘拠点施設民間施設棟の運営事業者の間において、業務内容の確認や継続ケースへの対応等について、丁寧で綿密な引継ぎ作業を行う。

指定特定及び指定障害児相談支援事業における引継ぎにあたっては、利用者の了解を得た上でサービス等利用計画やケース記録などの情報を運営事業者に提供し、継続的な相談支援に支障が出ることのないよう適切な引継ぎを行う。

基幹相談支援センター業務の引継ぎにあたっては、具体的な業務内容に加え、ネットワークを構築している関係機関、人材育成事業で把握している人材等の紹介も行う。

(3) 移行先一覧表

分 類		事 業 名	業 務 内 / 容	移 行 先
基 幹 相 談 支 援 セ ン タ ー	基本相談支 援	基本相談支援	障害者（児）、家族からの相談、必要な情報の提供、サービス提供事業者との連絡・調整など総合的な相談支援の実施	民間施設棟（区の委託事業）
	人材育成	人材育成	ケアマネジメント手法に基づく障害者相談支	民間施設棟（区の委託事業）

			援のための人材育成研修の実施	
	自立支援協議会	自立支援協議会	世田谷区自立支援協議会の事務局の運営	民間施設棟（区の委託事業）
	相談支援統括	地域障害者相談支援センターの統括	地域障害者相談支援センター連絡会の開催、課題・事例のセンター間の共有・検討、情報提供等の実施	民間施設棟（区の委託事業）
		区内相談支援事業者の統括	指定特定相談支援事業者全体連絡会の開催、課題・事例の共有・検討、情報提供等の実施	民間施設棟（区の委託事業）
	他機関との連携	成年後見センターとの連携	成年後見センターとの連絡調整、案内など区及び社会福祉協議会との連携	民間施設棟（区の委託事業）
		障害者虐待に関する関係施設との連携	障害者（児）の虐待防止や虐待の早期発見のための関係機関との連携	民間施設棟（区の委託事業）
相談支援事業所	指定特定相談支援	指定特定相談支援	障害者総合支援法に基づく相談支援等	民間施設棟
	指定障害児相談支援	指定障害児相談支援	児童福祉法に基づく障害児相談支援等	民間施設棟

4 . 専門相談事業

(1) 基本的方向性

総合福祉センター機能の梅ヶ丘病院跡地民間施設棟への移行に伴い、これまで総合福祉センターが担ってきた医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職による相談業務については、その専門的見地からの助言等が支援機関における処遇の向上に有効であることからその必要性が高いことに加え、他に代替を果たす機関がないことから、引き続き区の役割として実施する必要がある。

実施にあたっては、既存の人材の有効活用を図り、アウトリーチ機能を付加するなど更なる機能強化を図りつつ、民間施設棟事業者との連携を視野に入れ、区複合棟（保健センター）において区の事業として位置づける。

(2) 総合相談体制の構築

移行に伴う専門相談の実施にあたっては、相談種別が多岐に亘ること、相談内容によっては相談種別が複合すること、必要に応じて相談対応として関係機関との連携が必要となることから、個々の専門相談を個別に実施するのではなく、相談のインテーク及び各専門相談への繋ぎ、必要に応じた関係機関連携を行うための社会福祉士等のコーディネーターを配し、一体的に相談に応じる体制を構築する。

(3) 相談対象

区民からの相談に応じるのみでなく、相談支援事業者や行政機関が受ける相談の中で、専門職員による助言が必要とされる場合、さらに、通所施設等の支援機関等が処遇上の助言を必要とする場合に相談に応じ、各専門職の立場から必要な助言、支援を行う。

(4) 専門性の活用による事業

専門職員の専門性を活用し、専門相談以外にも以下の各事業を実施する。

視力、聴力や高次脳機能障害、失語症に関する相談会の実施

高齢者が介護保険や区の補助を受けて住宅改造を行う場合のアドバイス
障害者の通所施設等への訪問を通じた処遇に関する技術的な支援

高次脳機能障害者関係施設連絡会の開催、運営

失語症会話パートナー及び高次脳機能障害者ガイドヘルパーの講座を通じた人材育成

関係機関が行う各種研修事業などへの専門職員の講師派遣
区健康づくり課で行う母子保健事業の乳幼児健診のフォローグループ等
に対し、事業を担当する職員への助言や相談等に応じるための専門職の
派遣
必要に応じて相談先に訪問し、助言、支援を行う訪問（アウトリーチ）
の実施

区 複 合 棟 で 行 う 専 門 相 談

コーディネーター(社会福祉士等)による インテーク・相談の調整・関係機関連携

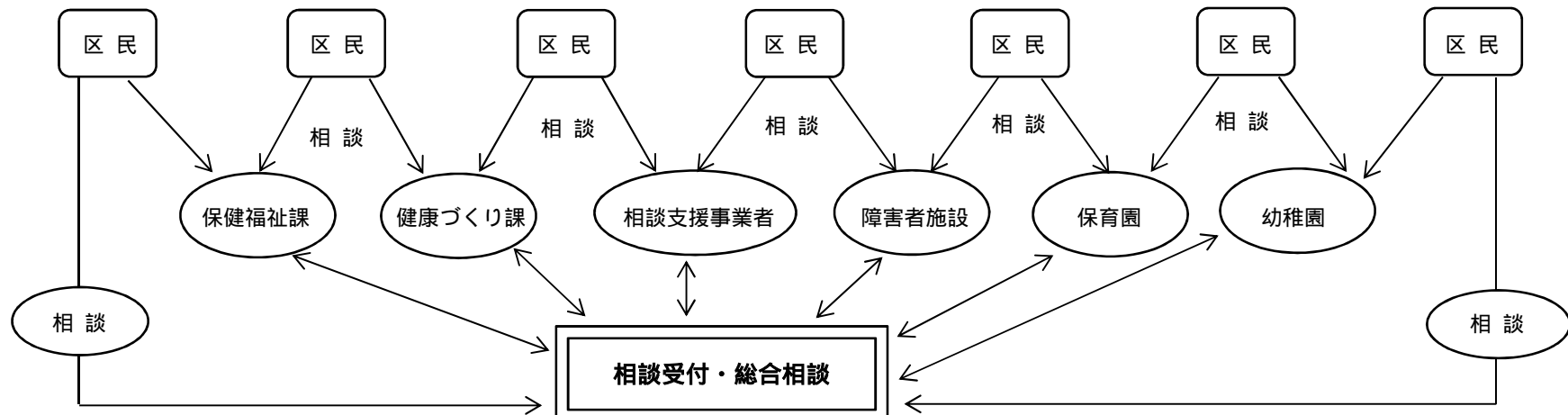
相談名	リハビリ相談	補装具・福祉用具・日常生活用具相談	補聴相談	発達相談	高次脳機能障害相談	視覚相談	住宅改造相談
内 容	脳血管疾患後遺症その他の疾患で、肢体、言語、視覚等心身の機能に障害のある方のリハビリに関する相談に対応する。原則として電話対応だが必要に応じて訪問を行う。	補装具の作製や修理についての相談に応じる。 身体状況に適した姿勢保持の方法や車椅子を作成する際のシーティングについて助言を行う。 障害・高齢等による日常生活の支障の解消、軽減及び介護者の負担軽減を目的とした福祉用具や日常生活用具に関する相談に対応する。 いずれの相談も必要に応じて訪問を行う。	補聴器や聴覚に関する日常生活用具の相談に応じる。必要に応じて、聴力検査を行うとともに検査結果報告書の作成及び医療機関等の情報提供を行う。	児童の障害や発達の状況进行评估し、保護者に対して、生活上の助言を行う。必要に応じて、意見書の作成、療育機関や医療機関等の情報提供を行う。	高次脳機能障害の状況进行评估し、訓練等の必要性や生活上の助言を行う。必要に応じて、意見書の作成、療育機関や医療機関等の情報提供を行う。	見えにくさについての相談に対応する。視覚障害用の用具の紹介、手帳取得についての相談に応じる。要に応じて、相談訪問を行う。	自宅で安全な生活が送れるように住宅改造についての相談に応じる。必要に応じて、現場確認を行う。
必要職種	PT OT ST NS	PT OT	ST	小児神経科医師 PT OT ST NS 心理職 保育士	脳神経科医師 OT NS	視覚障害者相談員	PT OT

PT:理学療法士 OT:作業療法士 ST:言語聴覚士 NS:看護師

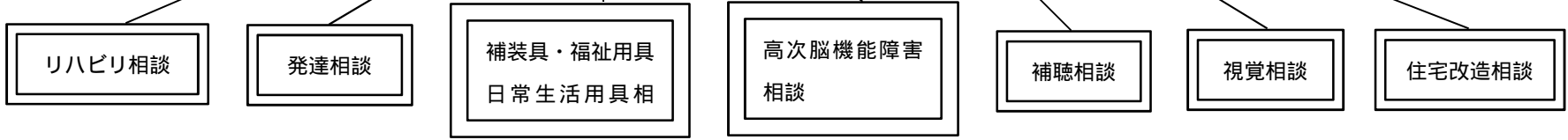
専 門 相 談 ス タ ッ フ を 活 用 し た 事 業

事業名	相談会の開催	高齢者の住宅改造アドバイス	障害者施設等への技術支援	ネットワーク事業	人材育成	専門職員の派遣(新規事業)
事業内容	見えにくくなった方の相談会 聞こえに関する相談会 高次脳機能障害に関する相談会 失語症に関する相談会 の各相談会の実施	高齢者が介護保険や区の補助を受けて住宅改造をする場合、PT等の専門職員が訪問し、改修の相談に応じるとともに報告書等の作成を行う。	障害者の通所施設等を訪問し、職員に対して処遇方法等の技術的助言を行う。	高次脳機能障害者関係施設連絡会の開催	失語症会話パートナー養成講座の開催 高次脳機能障害者ガイドヘルパー養成講座の開催 関係機関等で行う各種研修への専門職員の講師派遣	健康づくり課で行う母子保健事業の乳幼児健診後のフォローグループ等に対し、事業を担当する職員への助言や相談等に応じるために専門職を派遣する。

区複合棟(保健センター)で行う専門相談体系図

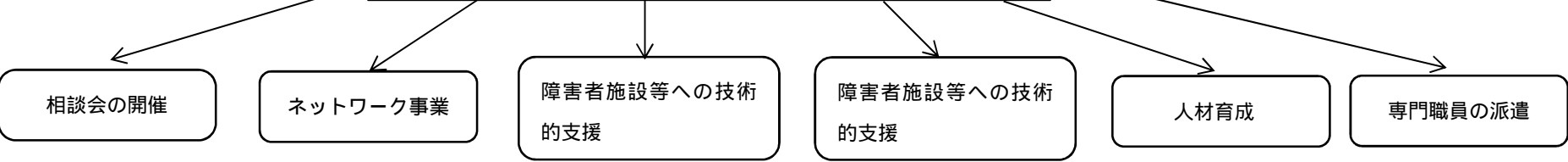


コーディネーター(社会福祉士等)によるインテーク・専門相談の調整・関係機関連携



専門職員スタッフ : 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 心理職 看護師 保育士 視覚障害者相談員 専門医師

専門相談スタッフの活用による事業



専門相談

職員活用事業

5 . 団体活動支援事業（施設貸出）

（1）基本的方向性

総合福祉センターは、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターに位置付けられており、機能訓練のほか、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのためのサービスを総合的に提供する施設として、団体活動支援事業を行ってきた。具体的には、研修室、和室、共同作業室、共同会議室、印刷室、及び水治療法室を区民障害者団体等に貸し出しを行っている。

（2）業務の再編と引き継ぎ方法

研修室、和室、共同作業室について

区複合棟（保健センター）に区民活動支援のための会議室等の諸室を地域活動・障害者団体活動支援の機能として整備する。最近の社会情勢等を鑑み、施設の貸出にあたっては、有料での貸出を検討している。また整備にあたっては、取り外し可能なマットを用意する等、多目的に利用できるスペースの確保を検討する。

共同会議室、印刷室について

総合福祉センターの一部を改修して、印刷機、点字プリンターを設置するとともに、障害者団体活動支援のためのスペースの確保を検討する。

水治療法室

総合福祉センターでは水治療法室を利用して、自立訓練事業、児童発達支援事業、水中ウォーキング等の事業を実施しており、空き時間に障害者団体、障害者並びに膝痛・腰痛など水治療が必要な方の個人利用に貸し出しをしている。当該施設は、通常の温水プールよりも高い水温・室温であることから、利用者は関節周りの筋肉がほぐれ痛みが和らぐ効果を得ることができ、体温調節機能が落ちている利用者も体温を保持した状態で水治療することができる。また、障害者団体からは、水深が浅いことや貸し切りで利用できることにより、介助者の負担が少なく安全管理がしやすいという他の施設にはない利点があるとの声が寄せられている。総合福祉センター廃止後は改修工事を行い、利用再開後は水治療法室を活用したロコモティブ・シンドローム予防などの健康増進事業や介護予防事業を導入する方向で検討を進めていく。合わせて、障害者団体、障害者並びに水治療が必要な方の個人利用についても継続して実施するが、利用料については、最近の社会情勢等を鑑み有料とすることを検討する。

(3) 移行先一覧表

分 類	事 業 名	業 務 内 容	移 行 先
団体活動支援事業	研修室	障害者団体への貸し出し。空き時間については一般団体(けやきネット登録団体)への貸し出しも実施	区複合棟(地域活動支援として調整中)
	和室		
	共同作業室		
	印刷室	障害者団体への貸し出し	総合福祉センターの一部を改修しスペースの確保を検討。
	共同会議室		
	フリースペース(図書コーナー)	フリースペースに寄贈された図書を設置	区複合棟(ラウンジやカフェといった開放的なスペースを設置予定)
	水治療法室	障害者団体、個人利用者への貸し出し	管理方法は要検討

6 . 高次脳機能障害者関連事業

(1) 基本的方向性

高次脳機能障害は、疾患や事故などによる脳損傷が原因で起こる失語や記憶障害など各種の認知機能の障害である。総合福祉センターでは、当時障害福祉制度の狭間にあった高次脳機能障害について、平成17年度より個別リハビリを、また平成18年度より都のモデル事業を受託し、区内の関係機関のネットワークづくりに取り組むなど、先駆的に取り組んできた。

こうしたこれまでの実績や経験を活かし、高次脳機能障害に関する相談事業やガイドヘルパー及び失語症会話パートナー養成講座、関係機関との連絡会等については、区複合棟(保健センター)において引き続き実施することとする。実施にあたっては、関係団体とも協力・連携して事業内容の検証を行うとともに、従来の18歳以上の支援だけでなく、児童まで対象を拡大した事業として再構築を図る。

自立訓練については民間施設棟(障害者支援施設)に移行するが、必要に応じて区複合棟(保健センター)より支援にあたっての情報提供を行うなど、協力・連携関係の構築を図る。

(2) 業務の再編と引き継ぎ方法

生活訓練の支給決定期間は最長で1年である。そのため、梅ヶ丘拠点開設の直前に訓練を希望される方には、総合福祉センターでの訓練が終了することを事前に説明する。そのうえで引き続き訓練を希望される方については、民間施設棟(障害者支援施設)をはじめとする他の施設に引き継ぐことを説明する。承諾をいただいた方については、新事業者とケース引継会議をおこなうことにする。

また、総合福祉センターがこれまで培ってきたスキルを担保するため、梅ヶ丘拠点の開設に向けて、準備のために必要な期間を設定し、民間施設棟(障害者支援施設)の運営事業者に対し、利用者支援に必要な情報等を十分な時間をかけ丁寧に引き継ぐとともに、一定期間の並行運営等も視野に民間施設棟の運営事業者と円滑な移行に向けた調整を図る。

(3) 移行先一覧表

分 類		事 業 名	業務内/容	移 行 先
相談事業	専門職相談	高次脳機能障害者相談支援	疾患等による高次脳機能障害者に対する相談	区複合棟(保健センター)

		精神障害者保健福祉手帳相談（高次脳）	手帳取得が必要となった時に、専門職の評価の後専門医による手帳意見書発行の手続きを実施	区複合棟（保健センター）
		相談会	高次脳機能障害区民向け相談会の実施	区複合棟（保健センター）
地域支援事業	研修・研究・ネットワーク事業	失語症会話パートナー養成講座	失語症の方の支援者養成を目的に養成講座を実施	区複合棟（保健センター）
		高次脳機能障害者ガイドヘルパー養成講座	高次脳機能障害の支援者養成を目的に養成講座を実施	区複合棟（保健センター）
		高次脳機能障害者関係施設連絡会	高次脳機能障害者関係施設との連携を目的に情報交換、事例検討を実施。必要に応じワーキング・グループを設置	区複合棟（保健センター）

今後の進め方について

総合福祉センターの施設廃止及び機能移行について、今後、梅ヶ丘拠点の整備に向けたスケジュールに沿って、本計画に基づき準備を進めていくとともに、次の課題については、関係機関と協力・連携のもと、引き続き検討を進めていくこととする。

1. 今後のスケジュール（予定）

- ・平成27年度～ 梅ヶ丘拠点民間施設棟事業者と事業運営及び施設整備についての協議
- ・平成27年度～平成28年度
 - 梅ヶ丘拠点区複合棟の設計（基本設計、実施設計）
 - 梅ヶ丘拠点民間施設棟の設計（基本設計、実施設計）
 - 総合福祉センター事業の機能移行に向けて整理・再編
 - 総合福祉センター次期指定管理者選定
- ・平成29年度～平成30年度
 - 梅ヶ丘拠点民間施設棟の工事
- ・平成29年度～平成31年度
 - 梅ヶ丘拠点基盤整備及び区複合棟の工事
- ・平成29年4月～ 総合福祉センター機能移行のための再編事業の検証
- ・平成30年度 梅ヶ丘拠点民間施設棟事業者への業務引継ぎ
- ・平成31年3月 総合福祉センター廃止
- ・平成31年度 梅ヶ丘拠点施設開設

2. 今後の課題

（1）総合福祉センター跡施設について

機能廃止後の総合福祉センター跡施設については、公共施設全体の配置の中で検討を進める。

なお、地下1階の水治療法室については、引き続き障害者個人・団体の利用に供するほか、さらに同室を活用したロコモティブシンドローム予防などの健康増進事業、介護予防事業の導入について、関係所管と今後、内容等について検討を進めていく。また、障害者団体の活動支援のための打合せスペースや印刷室等についても、当該跡施設内に確保する方向で検討を進めるとともに、内容等について関係所管との調整を図っていく。

(2) 総合福祉センター事業の質の確保について

総合福祉センターでは、これまで、医師、理学療法士、作業療法士等をはじめとする専門職により、その専門的知識・スキルに基づく質の高い相談や訓練等の障害者（児）に対する支援を実施してきた。

総合福祉センターの廃止に伴い、専門職を活用した相談や訓練等は、梅ヶ丘拠点に整備する区複合棟（保健センター）や民間施設棟等に機能移行するが、専門性に裏打ちされた質の高いサービスの継続が重要な課題となる。

区としては、総合福祉センターの円滑な事業移行やサービスの質の確保に向けて、(公財)世田谷区保健センターと連携して、総合福祉センターの専門職が持つノウハウの活用について検討していく。

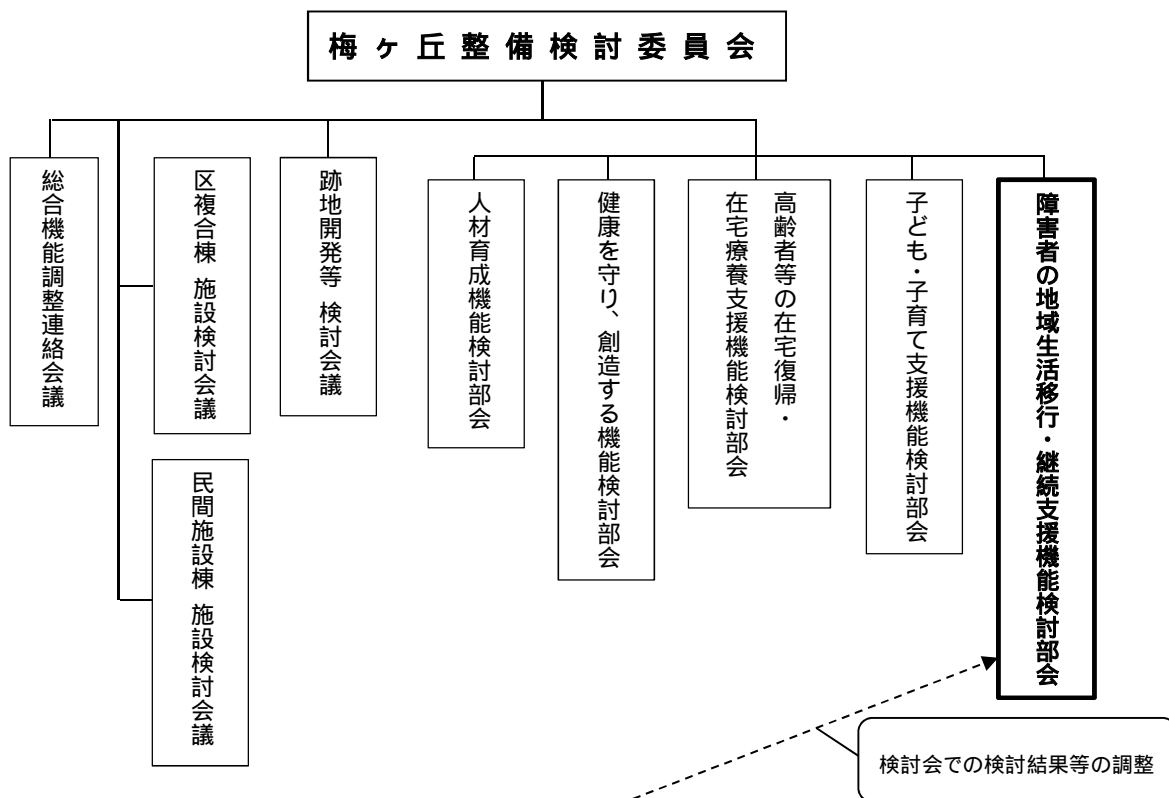
(3) 関係団体との協力・連携について

総合福祉センター機能の主な移行先である梅ヶ丘拠点において、その目指す役割・機能を十分発揮し、「せたがやノーマライゼーションプラン（平成27年度～平成32年度）」の基本理念である「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を達成するためには、拠点外の様々な関係団体の協力・連携が不可欠である。区内の障害福祉サービス事業者、障害者団体、医師会、薬剤師会などの関係団体に対し、拠点開設に向けた事業移行等の進捗状況について定期的に情報提供を行うとともにご意見をいただきながら調整を進め、円滑な事業移行及び関係団体等との協力・連携関係のさらなる強化を図っていく。

參 考 資 料

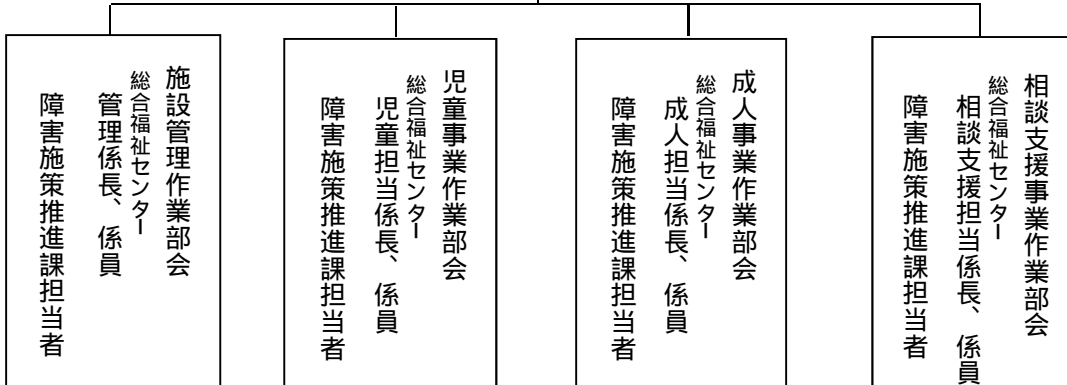
資料1 検討会構成

梅ヶ丘拠点整備検討体制



区立総合福祉センター機能・業務移行検討会	
構成メンバー（管理職で構成、検討内容に応じて係長、係員）	
保健福祉部	保健福祉部長、計画調整課長
障害福祉担当部	障害福祉担当部長、障害施策推進課長、 障害者地域生活課長
(公財)世田谷区保健センター	事務局長、管理課長、相談訓練課長

事務局：障害施策推進課
(保健センター：管理課長、
計画担当係長が支援)



は、部会のリーダー

資料2 検討会名簿

保健福祉部

- ・保健福祉部長 金澤 弘道
- ・計画調整課長 伊藤 美和子

障害福祉担当部

- ・障害福祉担当部長 小堀 由祈子
- ・障害施策推進課長 若林 一夫
- ・障害者地域生活課長 成田 修

公益財団法人 世田谷区保健センター

- ・事務局長 澤谷 昇
- ・管理課長 鵜飼 健行
- ・総合福祉センター 相談訓練課長 齋藤 幸夫

事務局

- ・障害福祉担当部障害施策推進課事業担当

資料3 世田谷区立総合福祉センターの沿革

昭和56年10月	乳幼児育成相談所開設 国際障害者年を契機として障害乳幼児に関する相談、 専門指導、育成保育を開始
昭和62年 4月	世田谷区新基本計画策定 センターの整備計画を継承 心身障害者・児の総合的な専門的相談・指導・訓練シス テムを確立するため総合相談、専門指導、リハビリ及び 乳幼児の育成相談、指導訓練等を行う中核的施設として、 「総合福祉センター」を整備する
昭和63年11月	世田谷区立総合福祉センター条例議決（平成元年4月1 日施行）
平成 元年 4月	開設・業務開始
平成10年 3月	総合福祉センター機能検討報告書作成
平成12年 4月	財団法人世田谷区保健センターが運営を受託 介護保険事業及び福祉用具・住宅改造展示相談室の運営 開始
平成15年 4月	支援費支給制度によるデイサービス事業（身体・知的・ 児童）開始
平成18年 4月	財団法人世田谷区保健センターが世田谷区立総合福祉セ ンターの指定管理者となる
平成18年10月	障害者自立支援法による自立訓練事業・児童デイサービ ス事業開始
平成20年 3月	世田谷区が総合福祉センターのあり方について検討報告 提示
平成21年 4月	財団法人世田谷区保健センターが総合福祉センターの指 定管理者となる（二期目）
平成22年 3月	総合福祉センター玉川分室リハビリステーションを閉鎖 する
平成23年 2月	財団法人世田谷区保健センターが公益財団法人に移行す る
平成24年 4月	公益財団法人世田谷区保健センターが総合福祉センター の指定管理者となる（三期目） 基幹相談支援センターの運営開始

- | | | |
|---------|-----|---|
| 平成 25 年 | 3 月 | 福祉用具、住宅改造展示相談室を閉鎖する
総合福祉センター介護保険訪問リハビリテーション事業
の終了 |
| 平成 26 年 | 3 月 | 総合福祉センター介護保険通所リハビリテーション事業
の終了 |
| 平成 26 年 | 4 月 | 総合福祉センター指定特定及び障害児相談支援事業所の
運営開始 |

資料4 世田谷区立総合福祉センターの組織および事務分掌

事務局

相談訓練課

管理係

- (1) 課の人事、給与、服務及び福利厚生に関すること。
- (2) 財団印の管理（管守）に関すること。
- (3) 課の文書及び広報に関すること。
- (4) 課の契約に関すること。
- (5) 総合福祉センター施設整備に関すること。
- (6) 課に係る物品の出納保管に関すること。
- (7) 課の予算及び決算に関すること。
- (8) 課の収入及び支出金の審査、執行に関すること。
- (9) 総合福祉センター運営協議に関すること。
- (10) 介護保険に係る介護報酬の請求及び利用者負担金の徴収並びに未収金の整理及び督促に関すること。
- (11) 課の他の係に属しないこと。

計画・経理担当係長

- (1) 経営改革に関すること。
- (2) 課の事業計画及び重要な施策の調整及び進行管理に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。

事務改善担当係長

- (1) 業務における効率的な事務の執行及び体系化に関すること。
- (2) 組織の職員定数に関すること。

相談支援担当係長

- (1) 基幹相談支援センターの業務に関すること。
- (2) 相談支援に係る総合調整に関すること。
- (3) 身体・知的・精神障害に関する相談に対して、情報提供・助言をすること。
- (4) 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者（児）の計画作成に関すること。
- (5) 障害児通所支援を利用する障害児の計画に関すること。
- (6) サービス等の利用状況の検証及び計画の見直しに関すること。

児童担当係長

(1) 発達に遅れや障害のある乳幼児の機能訓練及び専門指導に関すること。

(2) 児童福祉施設等への訪問支援に関すること。

成人担当係長

(1) 権利擁護・虐待の防止に関すること。

(2) 自立訓練（機能・生活訓練）に関すること。

(3) 福祉施設等への訪問支援に関すること。

(4) 障害者の交流・レクリエーション事業に関すること。

(5) 人材育成、啓発事業に関すること。

(6) 地域活動支援に関すること。

資料5 世田谷区立総合福祉センターの職員構成

平成26年4月1日現在（単位：人）

所 属 職 種	相 談 訓 練 課					計
	課長	管理係	児童担当	成人担当	相談支援担当	
事 務	1	4	(1)	1		6 (1)
医 師		1				1
福 祉			3	3	1	7
相談支援員				1	4	5
社会福祉士				(2)		(2)
保 育 士			8 (1)			8 (1)
心 理			(7)	(1)		(8)
理学療法士			1 (3)	3 (2)		4 (5)
作業療法士			2 (2)	1 (2)		3 (4)
言語聴覚士			(5)	(2)		(7)
視覚障害指導				(1)		(1)
看 護 師			1 (2)	1		2 (2)
運動指導員				1		1
計	1	5	15(21)	11(10)	5	37(31)

管理医師は管理係欄に掲載

()内は非常勤職員数、ただし臨時職員は除く。

《診察科名別医師内訳》

専門医相談を担当する医師・歯科医師の診察科名別の内訳は次のとおりである。

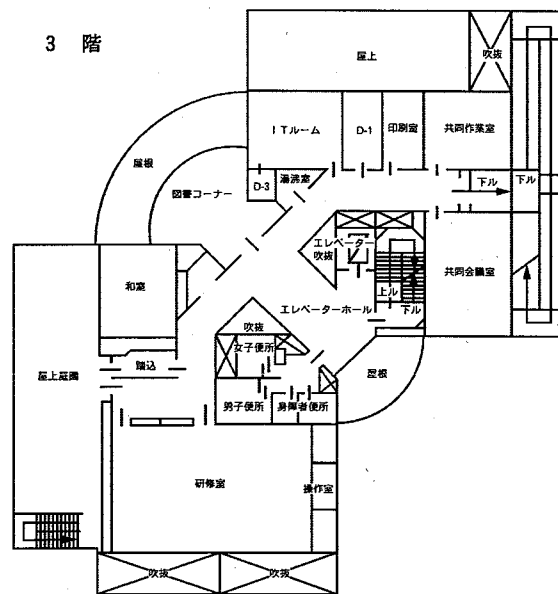
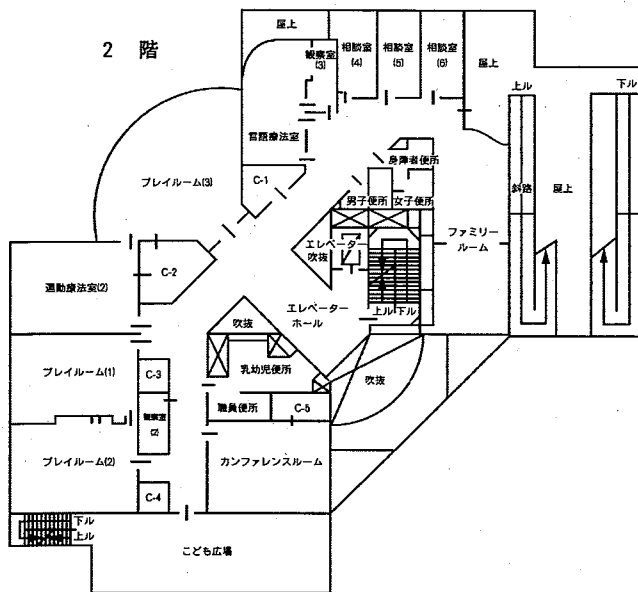
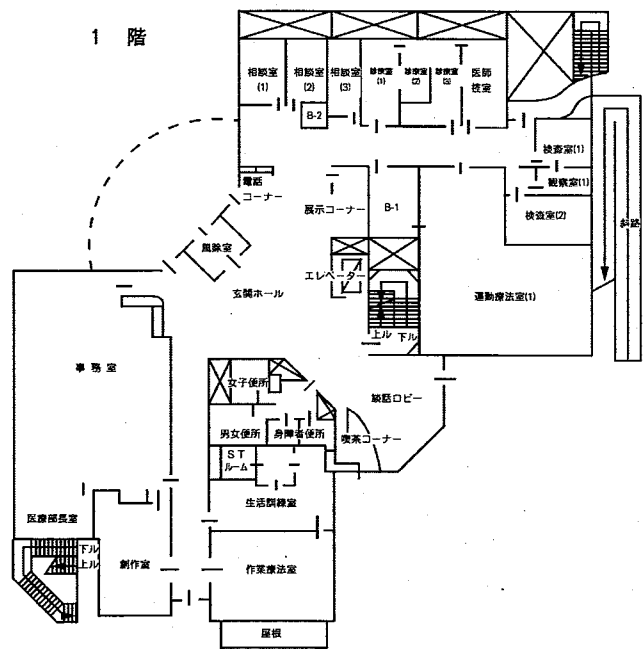
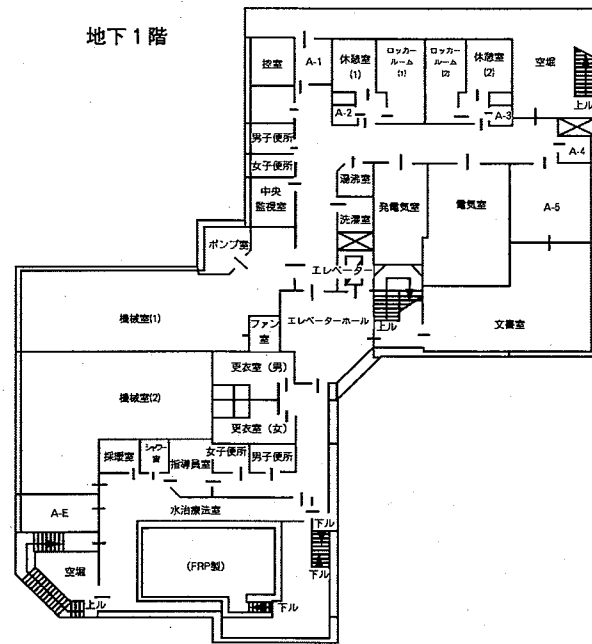
平成26年4月1日現在（単位：人）

診 察 科 目	担当部門		計
	児童	成人	
精神科		1	1
神経内科		1	1
内科		1	1
小児科	8		8
整形外科	1	2	3
眼科	*	2	2
耳鼻咽喉科	1	1	2
摂食・嚥下指導	1	*	1
高次脳機能障害 (脳神経外科・精神科)		2	2
計	11	10	21

注1) * は児童または成人部門と兼ねていることを示す。

2) 専門医相談の医師はすべて非常勤である。

7 各階平面図



8 各室面積表

階	室名	面積 (m ²)	備考
地下1階 1,167.79 m ²	水治療法室	287.37	温水プール。更衣室、採暖室、監視員室等含む
	文書庫	90.83	電動書架の採用
	機械室その他	789.59	
1階 1,197.41 m ² [主に成人に関する相談および指導・訓練スペース]	創作室	49.31	
	作業療法室	62.44	
	生活訓練室	55.27	(S Tルーム含む)
	相談室1	16.66	
	相談室2	14.06	
	相談室3	12.17	
	診察室	47.07	(1)~(3)
	医師控室	22.27	
	検査室1	14.53	
	検査室2	37.54	
	運動療法室1	146.90	
	事務室	211.81	
	玄関ホールその他	507.38	展示コーナー、休息コーナー含む
	2階 1,012.44 m ² [主に児童に関する相談および指導・訓練スペース]	運動療法室2	62.50
プレイルーム1		74.42	観察室含む 育成保育を行う部屋
プレイルーム2		68.14	
プレイルーム3		103.08	
言語療法室		43.02	
相談室4		31.03	
相談室5		20.48	
相談室6		20.48	
ファミリールーム		79.60	保護者の指導やグループワークを行う部屋
カンファレンスルーム		69.30	
廊下その他		440.39	廊下は板敷き
3階 732.94 m ² [主に貸し出し用スペース]	研修室	172.03	操作室含む
	和室	60.91	踏込含む
	ITルーム	43.05	
	印刷室	16.88	
	共同作業室	37.68	障害者団体が作業・会議を行う部屋
	共同会議室	58.44	障害者団体が打合わせ・会議を行う部屋
	図書コーナー	54.27	
廊下その他	289.68		
屋階 75.28 m ²	エレベーター機械室	22.22	
	その他	53.06	屋上にソーラーシステムを設置
合計		4,185.86	

世田谷区立総合福祉センター
機能・業務移行計画書(案)

平成27年 月

発行 世田谷区

編集 世田谷区障害福祉担当部障害施策推進課